

# 保険・年金 フォーカス

## EU と米国の間の再保険規制を 巡る動きについて —カバード・アグリーメント署名後の NAIC における検討状況—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

「欧州連合 (EU) と米国の対話プロジェクト (EU-US Dialogue Project)」及びそこで協議されていた「カバード・アグリーメント (Covered Agreement)」の締結を巡る動きについては、これまで、何回かのレポートで報告し、1年前の基礎研レポート「[EU と米国の間の再保険規制を巡る動きについて—カバード・アグリーメントがついに署名された—](#)」(2017.9.26)において、米国財務省及び USTR が、2017年9月22日に「カバード・アグリーメントに署名」し、併せて「政策声明」も公表したことを報告した。

その後、再保険担保規制の撤廃等の具体的な実施方法等については、NAIC (全米保険監督官協会) が検討を進めてきている。今回のレポートでは、NAIC における再保険規制に関する最近の検討状況について報告する。

### 2—カバード・アグリーメントと2017年9月22日の合意の内容

カバード・アグリーメントについては、これまでのレポートで、その定義や意味合い等について報告してきたが、その内容を繰り返しておく。

#### 1 | カバード・アグリーメントとは

カバード・アグリーメントとは、「米国と1つ以上の外国政府、当局又は規制主体との間で締結され、州の保険又は再保険規制の下で達成される保護レベルと『実質的に同等』である保険又は再保険の消費者のための保護レベルを達成する保険又は再保険の事業に関するプルデンシャル (健全性) 措置の認識に関連する、書面による二国間又は多国間の合意」として、ドッド・フランク法 (Dodd-Frank Act) の Title V に定義された特殊なタイプの国際的合意である。

#### 2 | 今回のカバード・アグリーメントの概要

今回のカバード・アグリーメントにより、米国で活動する EU の再保険会社の担保要件が排除され、

米国の再保険規制をソルベンシーⅡと同等のものとして認識することで、EU で活動する米国の再保険会社に課せられる障壁が取り除かれることになる。

より、具体的には、今回のカバード・アグリーメントは、健全性保険監督の3つの分野、(1) 再保険、(2) グループの監督、(3) 監督者間の情報交換、をカバーしている。

「(1) 再保険」に関しては、消費者保護が強化され、EU 及び米国の市場で事業を展開する EU 及び米国の再保険会社に対する担保及び現地のプレゼンス要件の廃止につながることになる。

「(2) グループの監督」に関しては、米国と EU の保険会社は、自国の管轄地域の監督者による世界的な健全性保険グループ監督のみの対象となり、米国及び EU のそれぞれの監督当局の自国の監督の優位性が保持されることになる。ただし、各監督者は、その監督領域における保険契約者の利益や金融の安定性を損なう可能性のある世界的な活動についての情報を要求し入手する資格は保持する。

「(3) 監督者間の保険情報の交換」に関しては、米国と EU の保険監督当局は、米国及び EU 市場で活動する保険会社及び再保険会社に関する監督情報を引き続き交換することを奨励し、このような情報交換を支援するためのモデル覚書の規定を含めている。

### 3—米国の NAIC の対応

NAIC の Web サイトにおける「カバード・アグリーメント」に関する説明<sup>1</sup>においては、カバード・アグリーメントを巡る状況及び今回の合意等について、以下の説明が行われている。

#### 1 | カバード・アグリーメントとは

カバード・アグリーメントは、必要に応じて、再保険の消費者保護の担保要件などの、米国州保険法又は規制が米国以外の保険会社を米国の保険会社と異なる方法で扱う領域に対処するために、米国財務省及び米国通商代表部 (USTR) 事務所に待機権限を提供する。カバード・アグリーメントは、州法に基づく消費者に与えられた保護と実質的に同等の措置に関連する場合に限り、州法の優先権の基礎となることができる。

#### 2 | 9月22日の合意について

2017年9月22日、米国財務省、USTR 及び欧州連合 (EU) は、正式にカバード・アグリーメントに署名したことを発表した。この合意では、州は5年以内に再保険担保を撤廃するか、又は優先権のリスクを負うことが求められる。代わりに、EU は、EU 内で活動する米国企業に現地でのプレゼンス要件を課すことはなく、EU に拠点を置く米国企業に対しては、米国のグループ資本規制を事実上尊重しなければならない。

#### 3 | 米国における再保険規制の現状

歴史的に、米国の州の保険監督当局は、米国以外の再保険会社に、米国の保険会社から想定されるリスクに対して100%の消費者保護担保を米国内に保有することを要求している。外国の再保険会社の規制当局と政治家は、この要件を他の目的のために利用可能な資本を減少させると主張している。

<sup>1</sup> [https://www.naic.org/cipr\\_topics/topic\\_covered\\_agreement.htm](https://www.naic.org/cipr_topics/topic_covered_agreement.htm)

州の保険監督当局は、州を超えての違いは、消費者保護担保責任の計画をより不確実なものとし、潜在的にはより高価にする、と認識している。そのため、NAIC は、再保険者の財務力及びそれを監督する規制制度の質に相応して、消費者保護の担保要件を一貫した方法で削減するために、取り組んできた。

2011 年、NAIC は、再保険モデル法（#785）及び再保険モデル規制（#786）の改正を可決した。採択州では、認定外国再保険者は、米国の請求について 100% よりもはるかに少ない消費者保護担保の差し入れが認められることになる。現在までに 48 州が、改正モデル #785 とモデル #786 を実施する法律を成立させ、2019 年 1 月 1 日から認証要件<sup>2</sup>となる。

（参考）2011 年の NAIC 再保険担保規制改革の概要<sup>34</sup>

1. 米国外の再保険会社は、一定の資本要件や報告要件を満たせば、再保険担保の減額（信用格付に応じ 0%、10%、20%、50%、75%、100% の 6 段階）が認められる。
2. 再保険担保減額の適用を受けるには、以下の 2 つの条件が満たすことが求められる。
  - ① 当該再保険会社の所在国（管轄区域）が、認定管轄区域（Qualified Jurisdiction : QJ）として認定されていること。
  - ② 当該再保険会社がモデル法導入州に申請し、信用リスクの審査を受け、再保険担保減額の適用が適切であるとの評価（認定再保険者（Certified Reinsurer）の認定）を受けること。

#### 4 | NAIC の方針

州規制当局は、財務省と USTR が最近、資本、グループ監督、再保険、合同委員会などのいくつかの主要分野において、カバード・アグリーメントの解釈を明確にする米国の政策声明を発表したことを喜んでいる。これらの明確化は、州規制の優位性を裏付けるものである。

さらに NAIC は現在、カバード・アグリーメントの条項と調和するように #785 及び #786 のモデルを改定している。年末までに改定版を完全に採択する予定である。

#### 5 | NAIC のこれまでの取り組み

カバード・アグリーメントに関する合意を受けて、再保険担保撤廃の具体的な実施方法等については、NAIC が検討することとなる。これを受けて、NAIC では、2017 年 12 月 21 日に、再保険規制の改定に関する意見募集（2018 年 2 月 6 日締切）を行い、2018 年 2 月 20 日にパブリックヒアリングを実施した。

さらに、意見募集及びパブリックヒアリングの結果を踏まえて、2018 年 6 月 21 日に、再保険モデル法・モデル規制の改正案を公表し、同案に対する意見募集（7 月 23 日締切）を実施している。

<sup>2</sup> 各州の遵守状況が評価される「Accreditation Program（認証プログラム）」の対象となる。

<sup>3</sup> 日本損害保険協会「EU・米国カバードアグリーメント締結を受けた 全米保険長官会議（NAIC）による再保険担保の撤廃に向けた検討について」を参照して作成

[http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/usa/pdf/qj/2018\\_0206.pdf](http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/usa/pdf/qj/2018_0206.pdf)

<sup>4</sup> これに基づいて、2015 年 1 月に、7 つの管轄区域（日本、バミューダ、フランス、ドイツ、アイルランド、スイス、英国）が QJ に認定されている。

## 4—NAIC の 6 月 21 日の公開草案とそれに対するコメントの概要

### 1 | NAIC の再保険モデル改正案（6 月 21 日公開草案）の概要

改正案の主な内容は、日本損害保険協会による資料「EU・米国カバード・アグリーメント締結を受けた 全米保険長官会議（NAIC）による再保険担保の撤廃に向けた検討について」<sup>5</sup>によれば、以下の通りである。

- ・新たに、相互管轄区域（Reciprocal Jurisdiction : RJ）という区分を設け、RJ に所在しかつ一定の要件（最低資本・ソルベンシー要件、報告要件、再保険金の迅速な支払いの励行等）を満たす再保険者（assuming reinsurer）への出再に credit（出再効果）を認める（つまり、再保険担保撤廃を認める）。
- ・①米国と条約又は国際合意（カバード・アグリーメント等を想定）を結んだ非米国管轄区域及び②一定の追加要件（米国の再保険者に対し担保要件、拠点設置要件を設けないこと、米国本拠の保険グループは QJ のグループ監督には服さないこと等）を満たした QJ が RJ に該当する。

### 2 | NAIC に寄せられたコメントの概要

州規制当局は NAIC の 6 月 21 日の公開草案に対しては、8 月初めに NAIC のボストンで開催された夏季全国大会までに、規制当局、業界団体、保険／再保険会社及びその他の利害関係者から、公開草案に関して 18 のコメント・レターが提出された。なお、今回の一連の NAIC の検討プロセスにおいては、日本損害保険協会もコメントを提出しており<sup>6</sup>、「積極的に再保険担保撤廃・減額を訴えている」。

寄せられたコメントの内容については、米国の法律事務所の Carlton Fields 社による記事<sup>7</sup>に基づく、以下の通りとなっている。

全体的に、書面によるコメントには、モデル改定版に対する重要な反対は含まれていなかったが、概念上及び詳細な用語レベルでの公開草案の変更、さらにはカバード・アグリーメントの実施における統一性や EU と EU 以外の再保険者との間の同等取扱いに対する要望のような、いくつかの建設的な提案が含まれていた、とのことである。

書面によるコメントの主なテーマは次の通りであった。

#### 1. 一貫性の欲求

最も多いコメントは、カバード・アグリーメントの実施における一貫性の欲求であり、この原則は、次の 3 つのトピックで表現されていた。

##### ①モデル法の優位性

いくつかのコメンテーターは、州毎の実質的な差異を最小限に抑えつつ、全体的な要件が均一である可能性を高めるために、モデル規則ではなくモデル法にかなりの実質的要件が含まれるべきであると示唆した。

<sup>5</sup> [http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/usa/pdf/qj/2018\\_0206.pdf](http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/usa/pdf/qj/2018_0206.pdf)

<sup>6</sup> <http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/usa/qj.html>

<sup>7</sup> <https://reinsurancefocus.com/archives/13387>

## ②規制裁量

いくつかのコメンテーターは、個々の州の保険監督官にモデルのカスタマイズやその他の変更を行う裁量を留保するのが通例であるが、このような個々の裁量は、取扱の一貫性が重要な目標である状況においては望ましくないと提案した。とりわけ、コメントは、各州のコミッショナーの裁量が、州が相互の管轄区域としての資格を得るための追加の要件や、非 EU の再保険業者の特定の要件を決定する裁量を課すことを呼びかけた。

## ③認定再保険者

あるコメンテーターは、認定再保険者のステータスの将来の使用と、その概念と新しい相互管轄権概念との間の潜在的な相互作用に、暗黙の疑問を呈した。この領域に統一性がない場合、そのような相違は、より広い再保険市場に重大な影響を及ぼす可能性がある。

## 2. 同等の扱い

米国に所在する再保険会社を含む EU 及び非 EU 在住の再保険業者に対して同等の扱いが必要であるとの懸念が表明された。いくつかの意見提出者は、現行の公開草案が、異なる住所を持つ再保険業者のための異なる取扱を可能にすると示唆した。あるコメンテーターは、特定の NAIC 認定要件を満たす米国の州を相互の管轄区域として認めるよう提案した。

## 3. ソルベンシー (Solvency)

公開草案は、再建又は清算手続の対象となる再保険業者に関する追加的な担保問題に対処するために、州のコミッショナーに権限を与えている。適用可能であれば、州のコミッショナーの代わりに適切な再建又は破産手続の裁判所によってそのような検討が行なわれるべきであるとの数々の意見が示唆された。

## 4. 発効日

いくつかのコメンテーターは、改定モデルの発効日の規定における曖昧さ、及びモデル改定の有効日を、カバード・アグリーメントの再保険担保条項の発効日と調整する願望を述べた。

とりわけ特定の管轄区域を相互の管轄区域とみなすための要件を決定する際に、改定されたモデルの実施における個々の州のコミッショナーの裁量を許可するかどうかとその範囲が焦点となる。モデル法とモデル規則の実施において個々の州コミッショナーの裁量権を与えることは、州に基づく保険規則制度が所与のものとした場合に、慣習的であるが、必要でないならば、カバード・アグリーメントの履行及びより広範な市場における再保険活動の規制において、より厳格な整合性に対する強い要望があるように見える。これらのやや競合する利害がどのように解決されるかが興味深いテーマとなっている、としている。

## 3 | NAIC の検討状況と今後の検討スケジュール

NAIC の再保険タスクフォースは、8 月の会議において、限定された口頭発表を聞き、モデル公開草案を次のステップに移行させた。

この会議のサマリーによると、9 月中旬に改定草案が公開されて、さらなるコメント期間を経て、11 月の NAIC の秋季全国大会で最終的に検討される予定となっていた。

これを受けて、再保険タスクフォースは、9月25日に改定草案<sup>8</sup>を公開し、パブリックコメントの期間を10月16日までとしている。

NAICの検討プロセスについては、今年初めに述べられたNAICの予想通りに、順調に進んでいるようであり、現行のモデル改正案に対しては、先に述べたように基本的には大きな反対意見が見られないことから、スケジュール通りに最終決着することが期待されているようである。

## 5—まとめ

以上、NAICにおける再保険担保規制の撤廃等の改正に関する最近の検討状況について報告してきた。

EUは、2018年4月4日に、理事会での決議を経て、今回の米国との合意の内容が正式に発効したことを公表している。協定のいくつかの条項については、2017年9月に署名されて以来、暫定的に適用されてきている。協定は署名後60ヶ月間に適用され、今後はEUと米国の合同委員会がその実施状況を監視していくことになる。

今後は、11月のNAICの秋季全国大会におけるモデルの最終改正案の内容に加えて、それを踏まえた各州保険監督当局の対応やEU及びEU以外の各国の保険会社の対応等が気になるところである。

さらには、今回のレポートでは、再保険規制の見直しに関する動きについてのみ述べてきたが、カバード・アグリーメントは米国におけるグループ資本規制の策定についても触れている。これについても現在NAICが検討を進めているところである。

今後は、これらの動向について、引き続き注視していくこととしたい。

以 上

---

<sup>8</sup> [https://www.naic.org/documents/cmte\\_e\\_reinsurance\\_180925\\_model\\_law.pdf?3](https://www.naic.org/documents/cmte_e_reinsurance_180925_model_law.pdf?3)  
[https://www.naic.org/documents/cmte\\_e\\_reinsurance\\_180925\\_model\\_regulation.pdf?71](https://www.naic.org/documents/cmte_e_reinsurance_180925_model_regulation.pdf?71)